

第3章 ごみ処理基本計画

第1項 ごみ処理の現況及び課題

1 ごみ処理フロー

本市から排出されるごみの流れを以下に示します。

水海道地区で収集したごみは、常総地方広域市町村圏事務組合の常総環境センター、石下地区で収集されたごみは下妻地方広域事務組合のクリーンポート・きぬにて処理しています。

処理後に発生する残渣は、常総環境センターは県内外の最終処分場へ処理を委託、クリーンポート・きぬは同組合の所有する最終処分場であるクリーンパーク・きぬにて埋立処分を行っています。

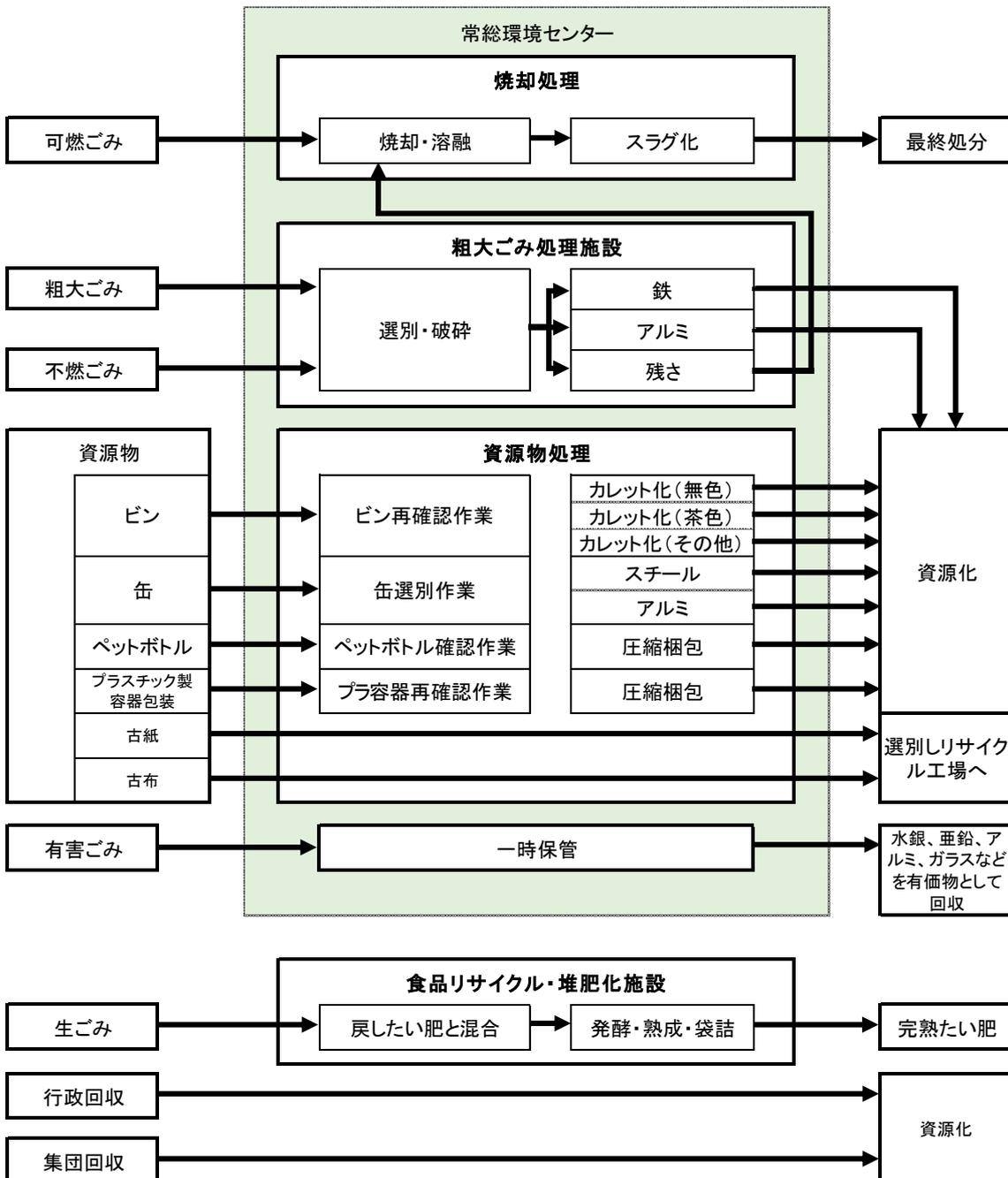


図 3-1 ごみ処理の流れ (常総環境センター)

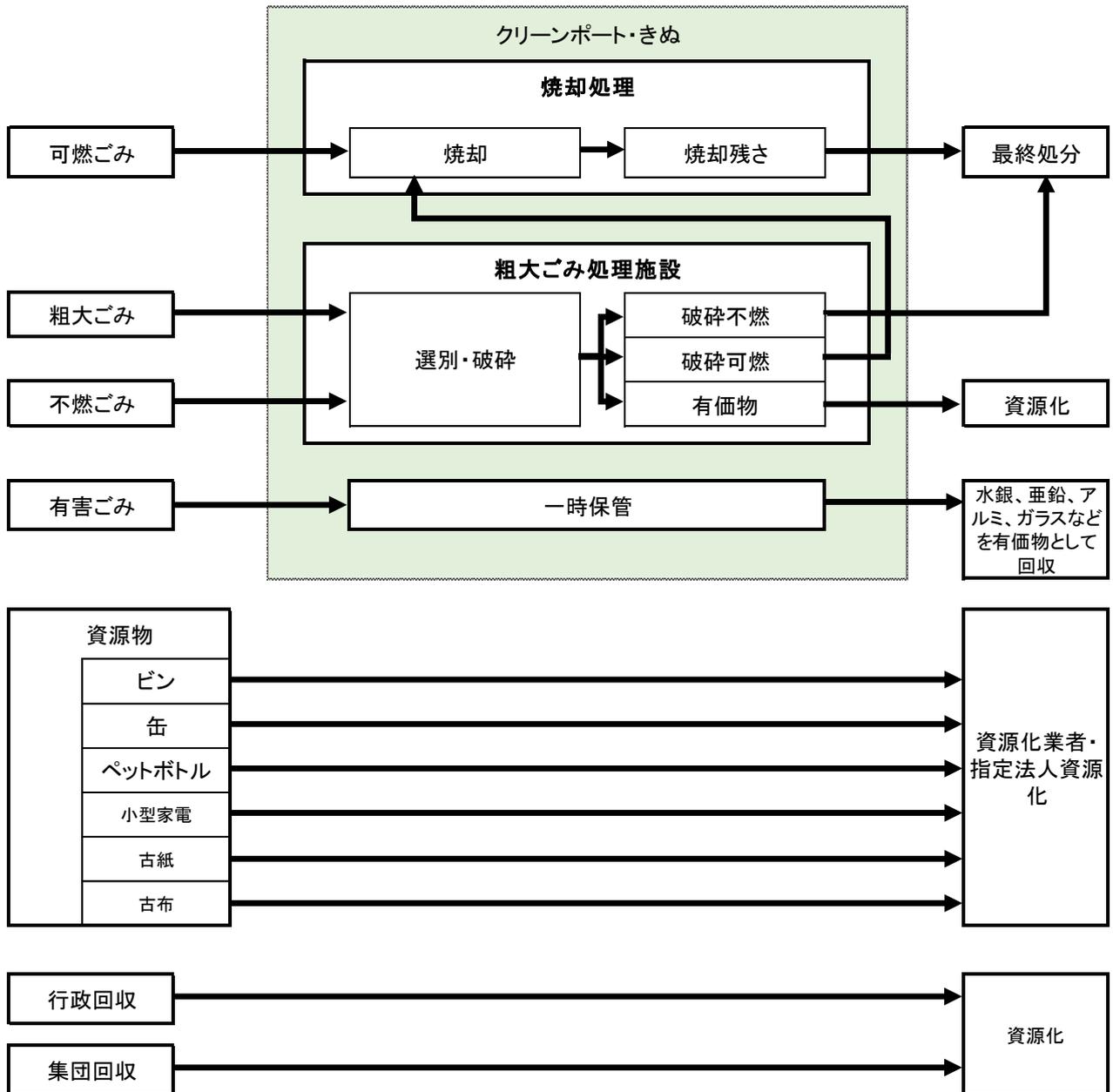


図 3-2 ごみ処理の流れ (クリーンポート・きぬ)

2 ごみ処理の体制

1) 収集運搬体制

分別区分、収集運搬体制を以下に示します。

表 3-1 分別区分（水海道地区）

		袋等	収集回数	対象となるごみの例
可燃ごみ		指定袋	2回/週	紙くず、たばこの吸い殻、紙おむつ、台所ごみ、木・枝 など
不燃ごみ		指定袋	1回/週	割れ物、ガラス、皮・ゴム製品、汚れた状態のプラスチック容器、汚れた状態の食品パック類 など
資源物	あき缶	指定袋	2回/月	飲料缶（スチール、アルミ）、缶詰の缶、スプレー缶など、なべ、やかん など
	あきビン	コンテナ	2回/月	清涼飲料水のビン、蜂蜜の容器（ビン）、調味料・油のビン など
	古布	ひも結束 透明袋	2回/月	綿製品でかたくないもの
	古紙	ひも結束	2回/月	新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック
	ペットボトル	指定袋	隔週	ペットボトルマークの付いた容器
	プラスチック製 容器包装	指定袋	1回/週	プラマークのついた入れ物、包み など
粗大ごみ		指定なし	直接自己 搬入 予約制	家具、布団・マット、ストーブ、畳、トタン板、自転車、一斗缶、タイヤ（外径76cm以内のもの） など
有害ごみ		専用回収箱	1回/月	乾電池（ボタン型乾電池、充電池を除く）、体温計（電子体温計を除く）、蛍光灯

表 3-2 収集運搬体制（水海道地区）

直 営	4 台 ※石下地区と重複
委 託	4 業者 18 台
許 可	20 業者 36 台

表 3-3 分別区分（石下地区）

		袋等	収集回数	対象となるごみの例
可燃ごみ		指定袋	2回/週	生ごみ・貝殻、紙おむつ、プラスチック・ビニール・ナイロン類、紙・木・布類・皮類・ゴム類、草 など
不燃ごみ		指定袋	隔週	せともの類・ガラス類・刃物・鏡、金属類、金属とプラスチック両方からできていて分解できないもの、あきカン類・あきビン類、あきビンなどのキャップ、電気コード類、スプレー缶・卓上用コンロのカセットボンベ など
資源物	あき缶・あきビン	コンテナ	1回/週	アルミ缶、スチール缶、無色ビン、茶色ビン、青・緑ビン、黒色ビン
	ペットボトル	コンテナ	1回/週	ペットボトルマークの付いた容器
古紙・雑誌・段ボール		ひも結束	1回/月	新聞紙、雑誌、段ボール
粗大ごみ		指定なし	直接自己搬入	家具、布団・マット、ストーブ、畳、トタン板、自転車、一斗缶 など
			予約制	
その他のごみ		専用回収箱	1回/月	乾電池、蛍光灯

表 3-4 収集運搬体制（石下地区）

直 営	4 台 ※水海道地区と重複
委 託	2 業者 5 台
許 可	25 業者 74 台 ※下妻地方広域事務組合全域で合わせたもの

2) 中間処理体制

可燃ごみ、不燃ごみの中間処理は、現在、組合で行なわれています。中間処理施設の概要を以下に示します。

表 3-5 中間処理施設の概要（水海道地区）

		常総環境センター	
所在地	茨城県守谷市野木崎4605番地		
敷地総面積	21,059㎡		
建築面積	10,955㎡		
延床面積	焼却施設	資源化施設	
	15,453㎡	8,018㎡	
処理能力	258t/24h (86t/24h × 3炉)	127t/5h	
		資源物処理44t/5h (缶7t/5h, ビン13t/5h, その他プラ19t/5h, ペッ トボトル5t/5h)	粗大ごみ処理83t/5h (粗大ごみ選別19t/5h, 破碎選別64t/5h)
処理方式	キルン式ガス化 溶融方式	破碎、選別、圧縮、梱包、保管	
建築年月	着工＝平成20年3月		
	竣工＝平成24年7月		

表 3-6 中間処理施設の概要（石下地区）

		クリーンポート・きぬ	
所在地	茨城県下妻市中居指1100番地		
敷地総面積	37,333.44㎡		
延床面積	焼却施設	粗大ごみ処理施設	
	6,394㎡	4,162㎡	
処理能力	200t/24h (100t/24h × 2炉)	45t/5h	
処理方式	ストーカ式	破碎、選別、圧縮、梱包、保管	
建築年月	着工＝平成6年8月		
	竣工＝平成9年3月		

3) 最終処分体制

可燃ごみなどを焼却処理した後の焼却残渣は、常総環境センター内で発生したものは県内外の最終処分場へ処理を委託、クリーンポート・きぬで発生したものはクリーンパーク・きぬにて埋立処分を行っています。

表 3-7 最終処分場の概要

	クリーンパーク・きぬ
所在地	茨城県結城郡八千代町大字大渡戸390番地
敷地総面積	86,676m ²
埋立面積	18,600m ²
埋立容量	113,000m ³
埋立期間	平成11年4月から令和8年3月(27年)

3 ごみ処理の実績

1) ごみ排出量の実績

ごみ排出量を以下に示します。本市のごみ排出量は増加傾向にあり、種類別で見ると可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、生ごみは増加傾向にあります。

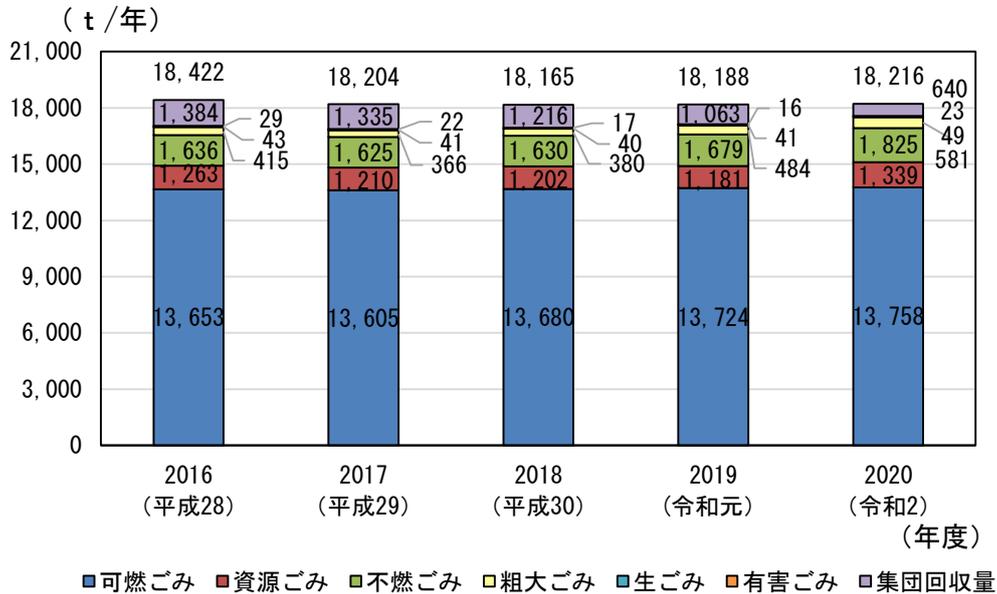


図 3-3 種類別排出量

※年間量は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

4 排出形態別排出量の実績

生活系ごみは平成 29 年度より増加傾向となり、事業系ごみは減少傾向となっています。

ごみ排出量は、一般的に経済水準の向上や好景気の継続によって増加し、不景気や資源の枯渇（オイルショックや経済封鎖等）によって減少する傾向があります。

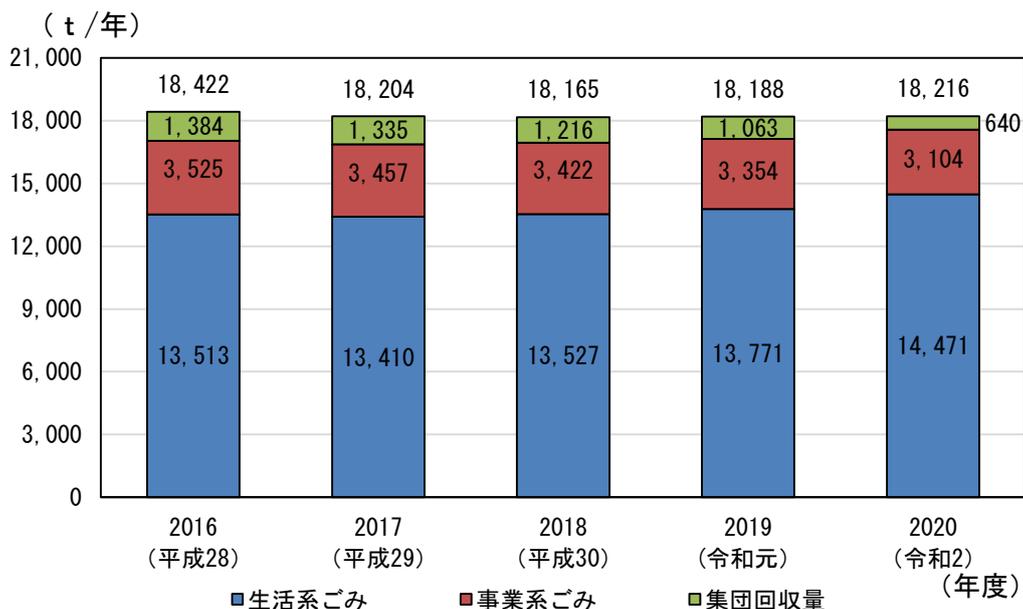


図 3-4 排出形態別排出量

※年間量は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

5 1人1日当たりの排出量の実績

1人1日当たりの総排出量は平成29年度から増加しています。

1日当たりの事業系ごみは減少傾向にあります。1人1日当たりの生活系ごみが増加傾向であるためと考えられます。

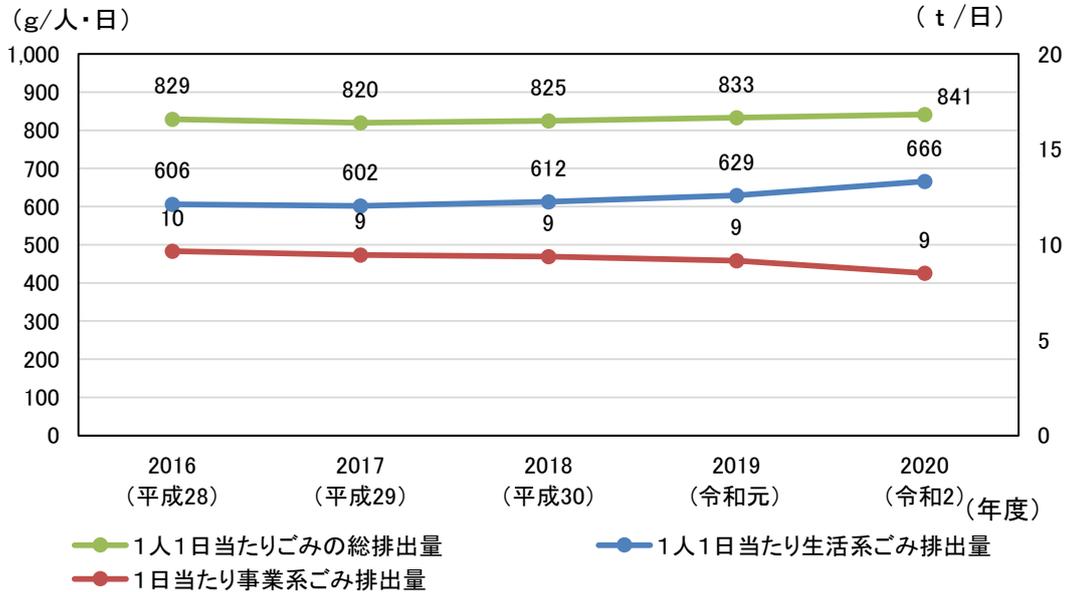


図 3-5 1人1日当たりの排出量

6 中間処理の実績

本市の焼却処理量を図 3-6、粗大ごみ処理量及び資源化量、たい肥化処理量と再資源化率を図 3-7 に示します。

分別された可燃ごみや粗大ごみは常総環境センター、クリーンポート・きぬでそれぞれ処理しています。焼却処理量は横ばいで推移しています。資源化量及び資源化率は減少しています。

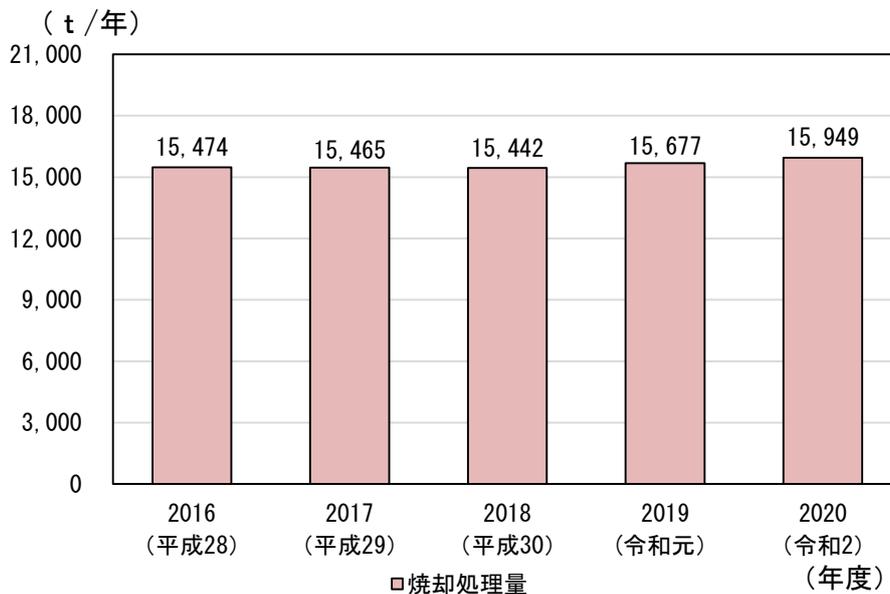


図 3-6 焼却処理量

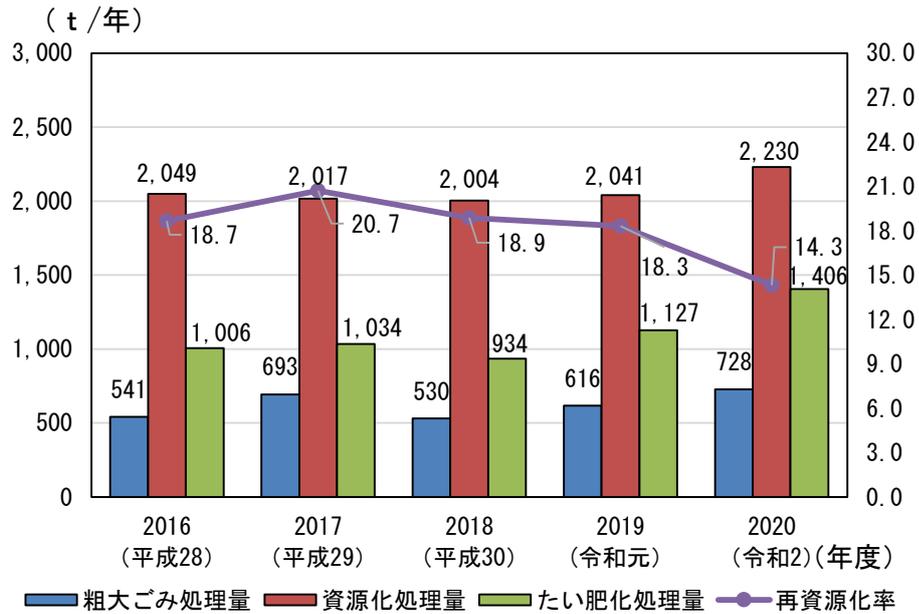


図 3-7 粗大ごみ、資源化、たい肥化処理量と再資源化率

7 最終処分の実績

組合で発生した焼却残渣等は、常総環境センターは県内外の最終処分場へ処理を委託、クリーンポート・きぬはクリーンパーク・きぬにて埋立処分を行っています。

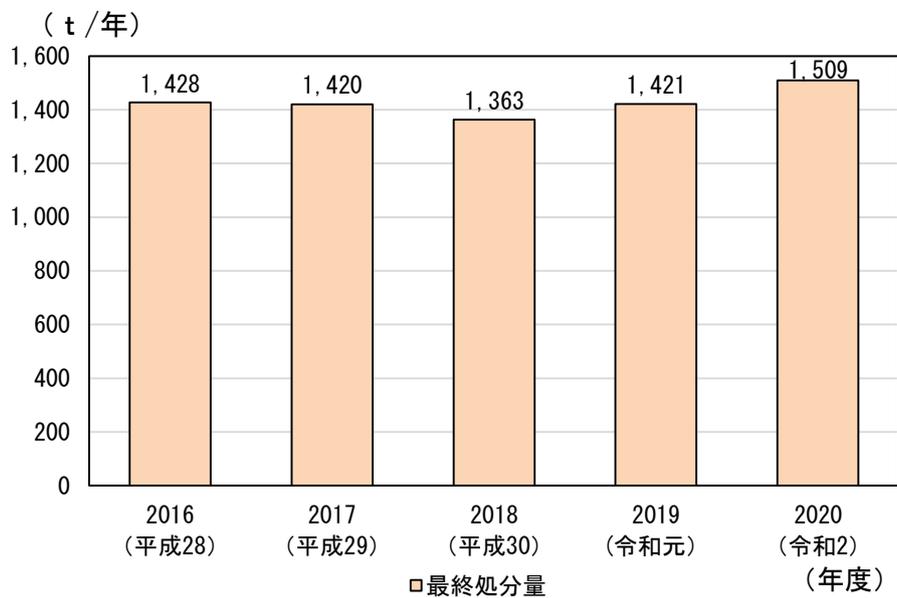


図 3-8 最終処分量

8 ごみの組成

常総環境センターにおける可燃ごみの組成分析の結果は次のとおりです。紙・布類が半分近くを占めており、ビニール・合成樹脂類は 1/5 程度を占めています。

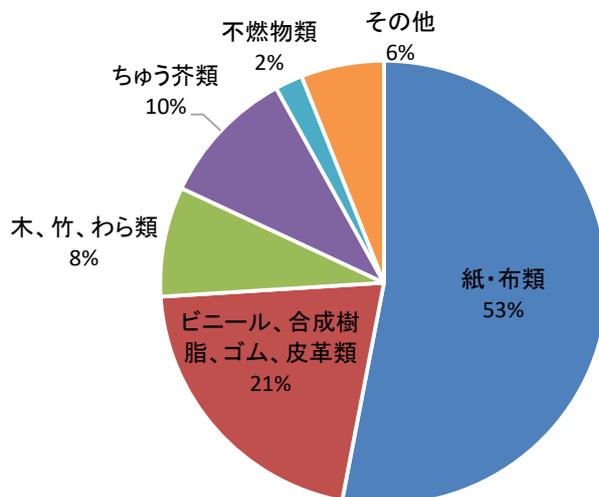


図 3-9 常総環境センターにおける可燃ごみ組成分析結果

クリーンポート・きぬにおける可燃ごみの組成分析の結果は次のとおりです。紙・布類が半分近くを占めており、ビニール・合成樹脂類は 1/4 程度を占めています。

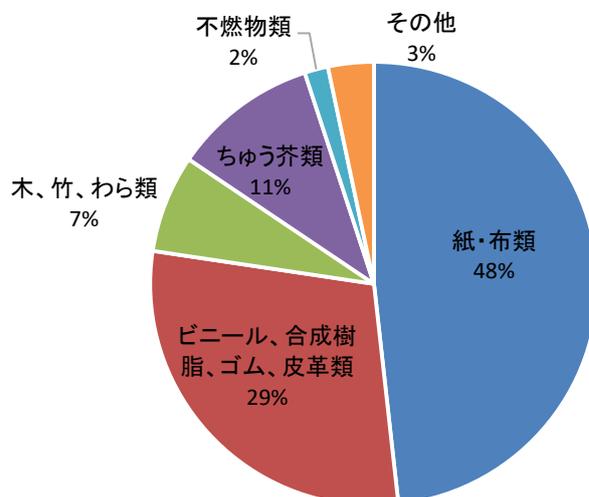


図 3-10 クリーンポート・きぬにおける可燃ごみ組成分析結果

9 ごみ処理経費の状況

ごみ処理経費の推移を見ると、平成30年度、令和元年度は建設改良費の影響でごみ処理経費が増加傾向にあります。また、1人当たりの経費及び1t当たりの処理経費は増加傾向にあります。

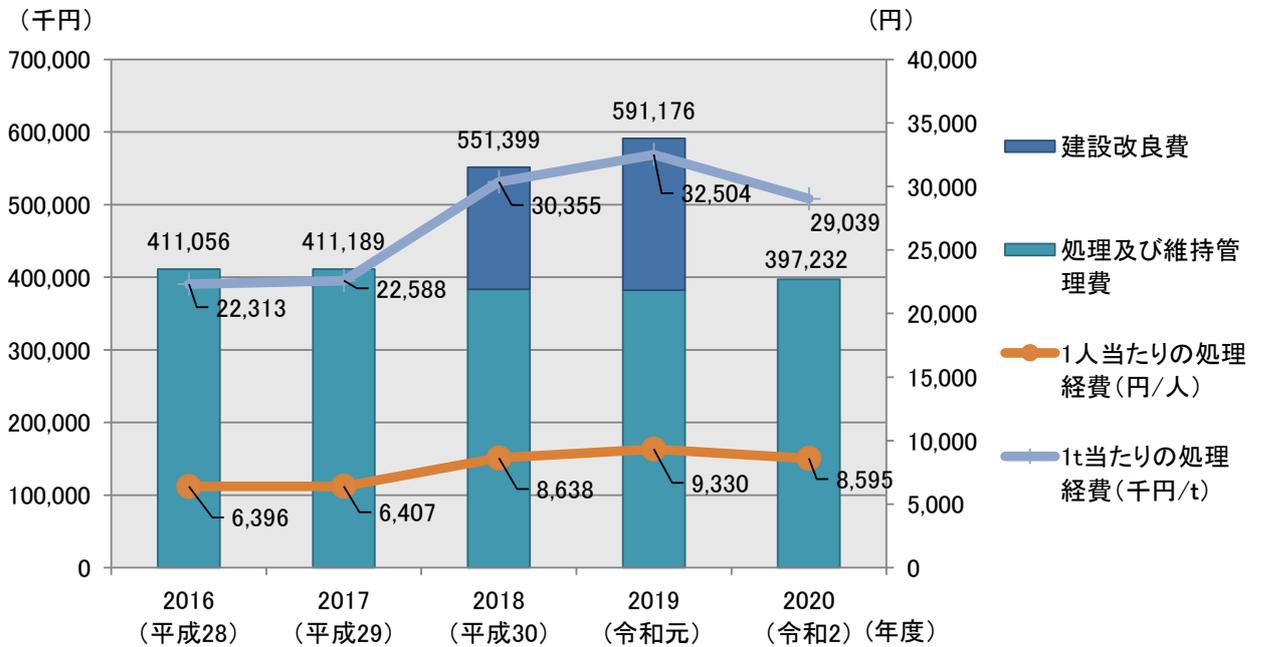


図 3-11 処理経費

第2項 ごみ処理の評価及び課題

環境省の「市町村一般廃棄物処理システム比較分析評価支援ツール（令和元年度実績版）」を利用し、産業構造、人口が類似している 97 市町村の平均と比較した結果を示します。

本市は、「廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント資源化量を含まない）」は比較対象市町村の平均より高くなっています。また、「人口1人1日当たりごみ総排出量」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口1人当たりの年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」は平均より低くなっています。

しかし、生活系ごみの排出量は増加傾向であること、資源ごみ量の減少から、更なるごみの発生抑制、分別の徹底が必要であると考えられます。

表 3-8 比較対象市町村の平均との比較結果

	A	B	C	D	E
	人口1人1日当たり ごみ排出量 (g)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメン ト原料化等除く) (%)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均	941.1	15.6	8.9	11,937	35,679
常総市	834.0	16.9	7.4	7,992	25,270
指数値	111.4	108.5	117.0	133.1	129.2
指数の見方	指数が大きいほど ごみ排出量は少くな る	指数が大きいほど 資源回収率は高くな る	指数が大きいほど 最終処分される割 合は小さくなる	指数が大きいほど1 人当たりの年間処 理経費は少くなる	指数が大きいほど 費用対効果は高くな る

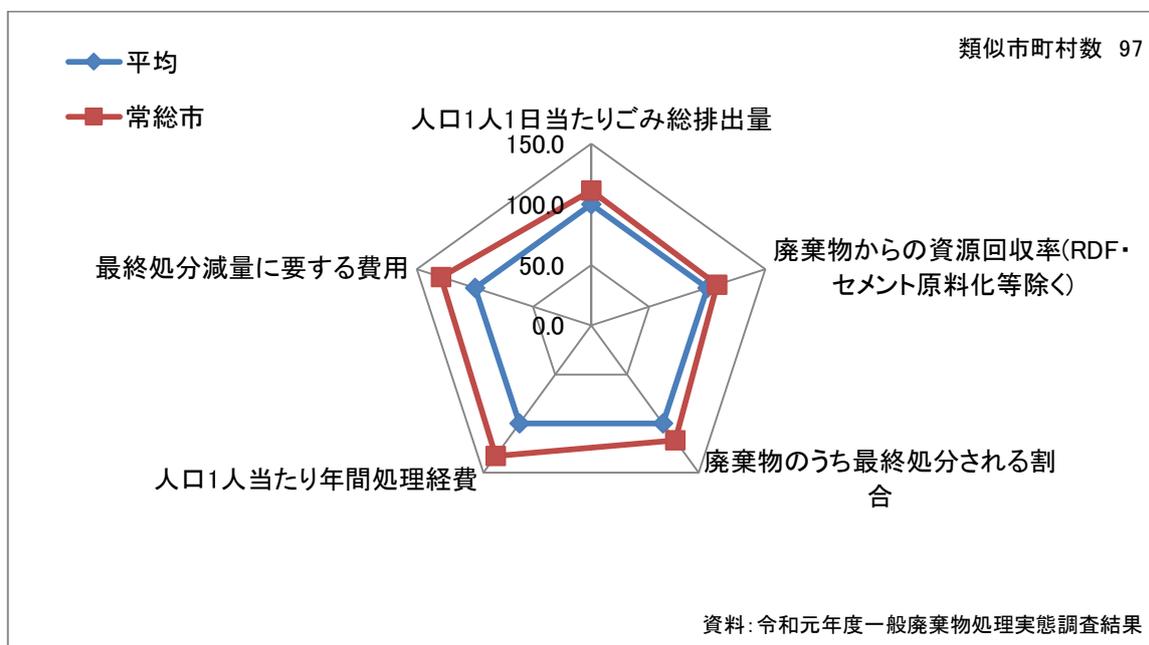


図 3-12 比較対象市町村の平均との比較結果

第3項 ごみの発生量及び処理量の見通し

ごみ排出量の予測フローを以下に示します。

国・県の基本方針（減量目標）との整合を図りながら、社会状況や地域性を踏まえ、実施する取り組み効果を考慮して、最適な数値目標を設定しますが、ここでは現状の傾向が継続した場合のごみ量（⑤ごみの排出量の予測）を算定します。

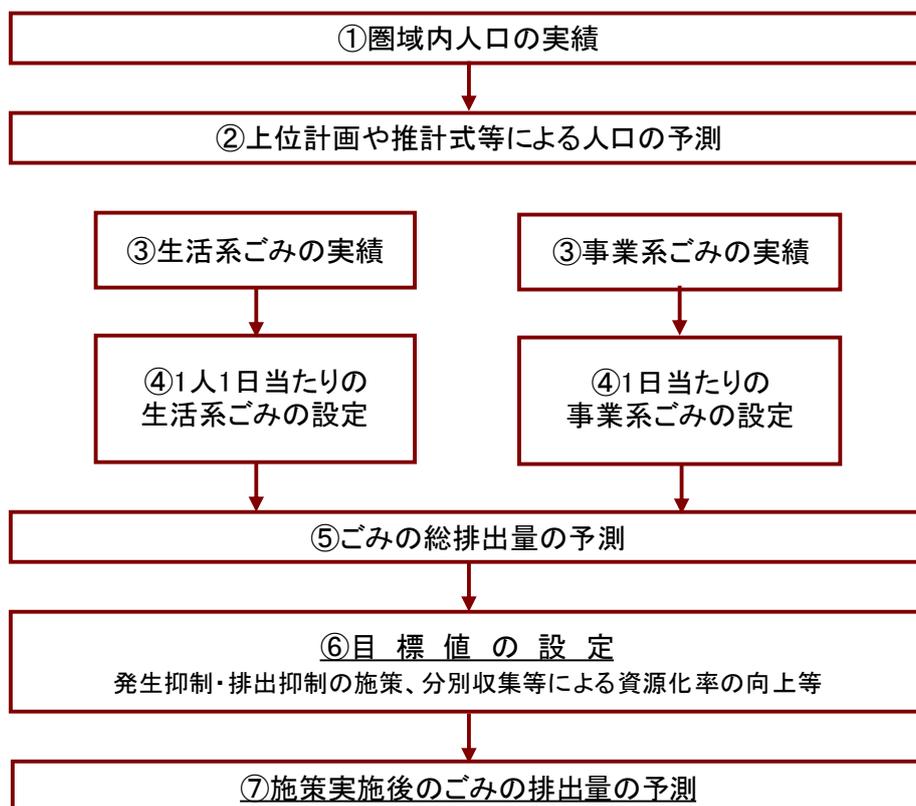


図 3-13 排出量の予測フロー

- ① 行政区域内人口の実績を整理します。
- ② 上位計画（総合計画など）により、将来の人口を予測します。
- ③ 生活系ごみ量、事業系ごみ量、集団回収量の過去 5 年間の実績を整理します。
- ④ ③の傾向を踏まえ、将来の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量、1 日当たりの事業系ごみ量、1 人 1 日当たりの集団回収量を予測式などを用いて設定します。
- ⑤ 設定した 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量及び集団回収量に②将来の人口を乗じて年間排出量を算出します。事業系ごみ量は、設定した 1 日当たりの事業系ごみ量から年間排出量を算出します。
- ⑥ 目標値を設定します。国や県の目標を踏まえ、ごみの発生を抑える施策（リデュース）、ごみとしない再使用・再生利用する施策（リユース・リサイクル）など、既存の施策と新たな施策を検討し、削減量を決めます。
- ⑦ 施策の実施あるいは目標値の設定に合わせて、ごみの排出量、家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、集団回収量を算出します。

1 行政区域内人口の予測

本市では、人口の現状と将来の展望を提示する「常総市人口ビジョン」（令和3年3月）を策定しており、この「常総市人口ビジョン」では、「人口の将来展望」を予測しています。本計画では令和2年度の実績と、5か年ごとの「人口の将来展望」を繋げた数値を将来の人口とします。

将来人口では、令和13年度に55,632人を見込んでいます。

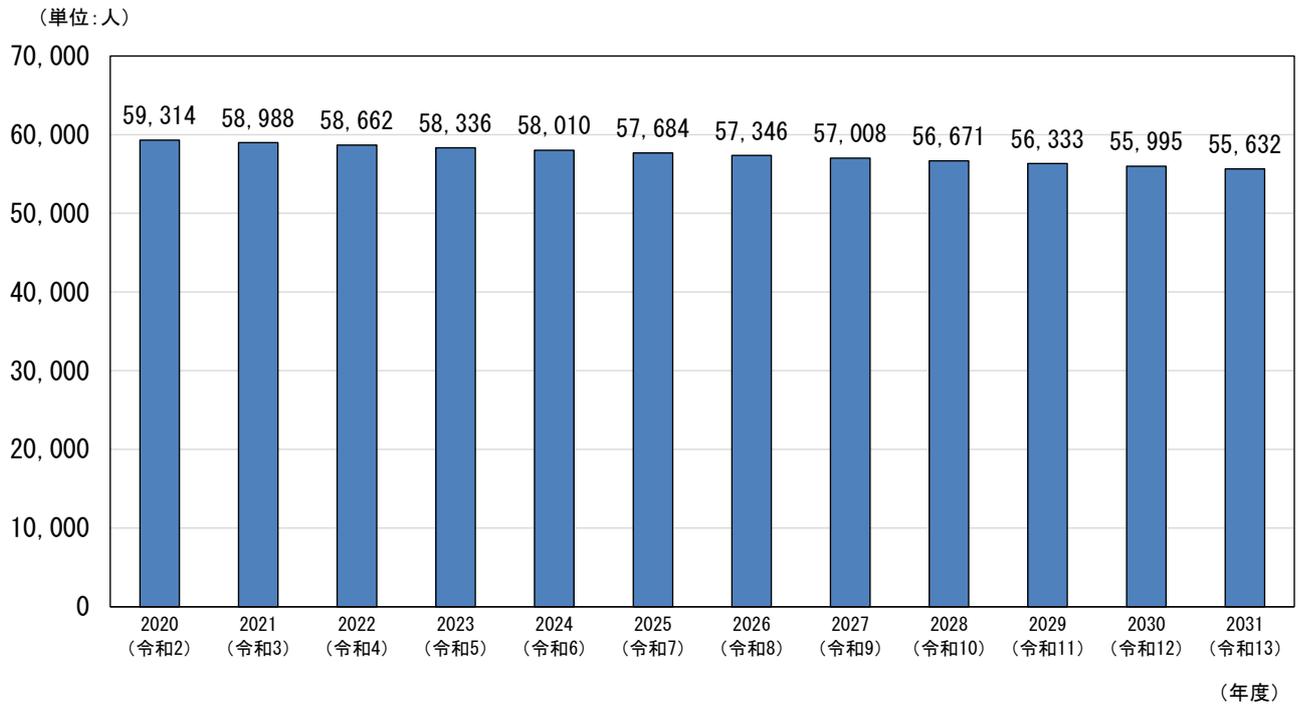


図 3-14 人口の予測結果

2 ごみ排出量の予測

現状の傾向が継続した場合のごみ排出量を以下に示します。

表 3-9 現状の傾向が続いた場合のごみ排出量

			2020 (令和2)	2027 (令和9)	2031 (令和13)	
ごみ排出量	人口		人	59,314	57,008	55,632
	生活系	可燃	t/年	10,696	10,620	10,568
		資源	t/年	1,339	1,176	1,147
		不燃	t/年	1,783	1,719	1,677
		粗大	t/年	581	560	547
		生ごみ	t/年	49	48	46
		有害	t/年	23	22	22
		合計	t/年	14,471	14,144	14,007
		事業系	可燃	t/年	3,063	2,562
	不燃		t/年	41	41	41
	合計		t/年	3,104	2,603	2,237
	生活系+ 事業系	可燃	t/年	13,758	13,182	12,764
		資源	t/年	1,339	1,176	1,147
		不燃	t/年	1,825	1,760	1,719
		粗大	t/年	581	560	547
		生ごみ	t/年	49	48	46
		有害	t/年	23	22	22
	集団回収量		t/年	640	1,068	1,042
	総合計		t/年	18,216	17,816	17,286
	1人1日当たり ごみの排出量	生活系 ごみ	可燃	g/人・日	494	509
資源			g/人・日	62	56	56
不燃			g/人・日	82	82	82
粗大			g/人・日	27	27	27
生ごみ			g/人・日	2	2	2
有害			g/人・日	1	1	1
合計			g/人・日	668	678	688
事業系		t/日	9	7	6	
集団回収量		g/人・日	30	51	51	
総合計		g/人・日	841	854	849	

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

1) 生活系ごみ

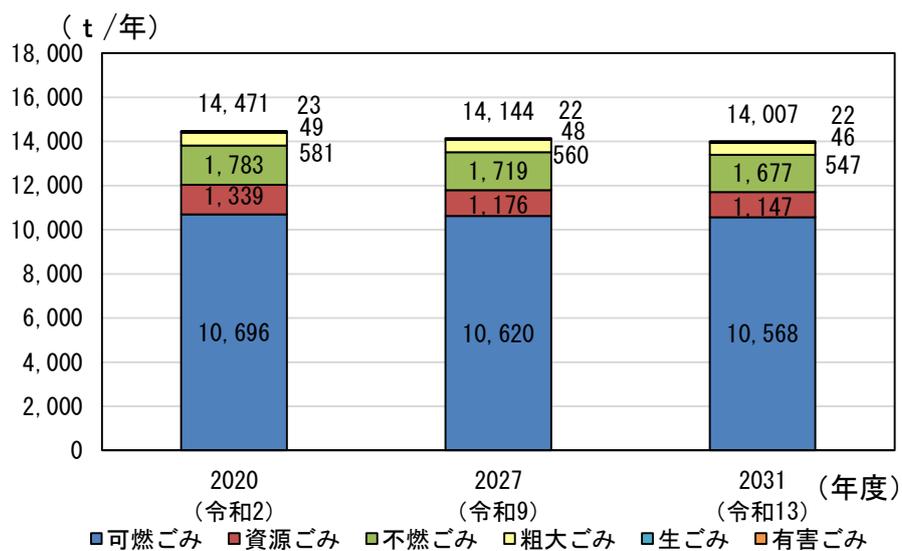


図 3-15 生活系ごみの見通し

2) 事業系ごみ

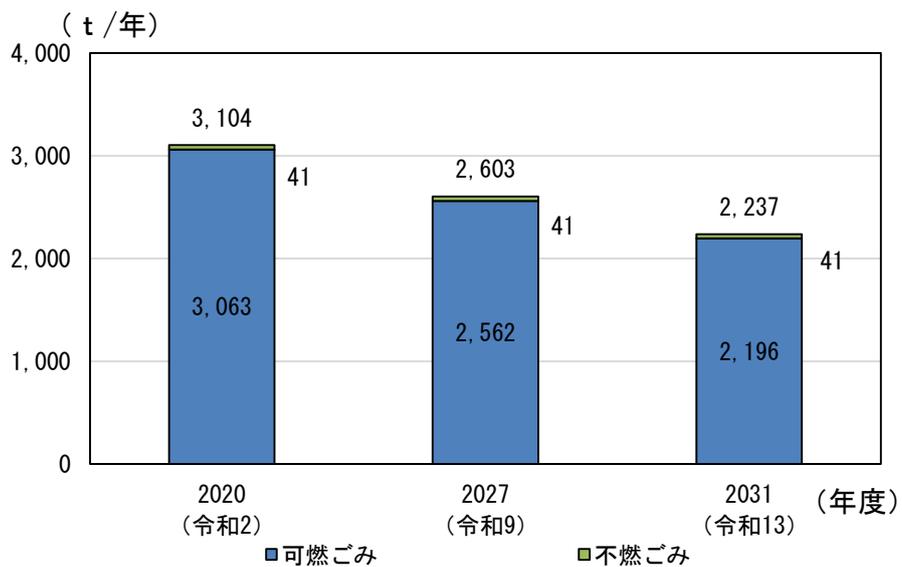


図 3-16 事業系ごみの見通し

3) ごみ総排出量

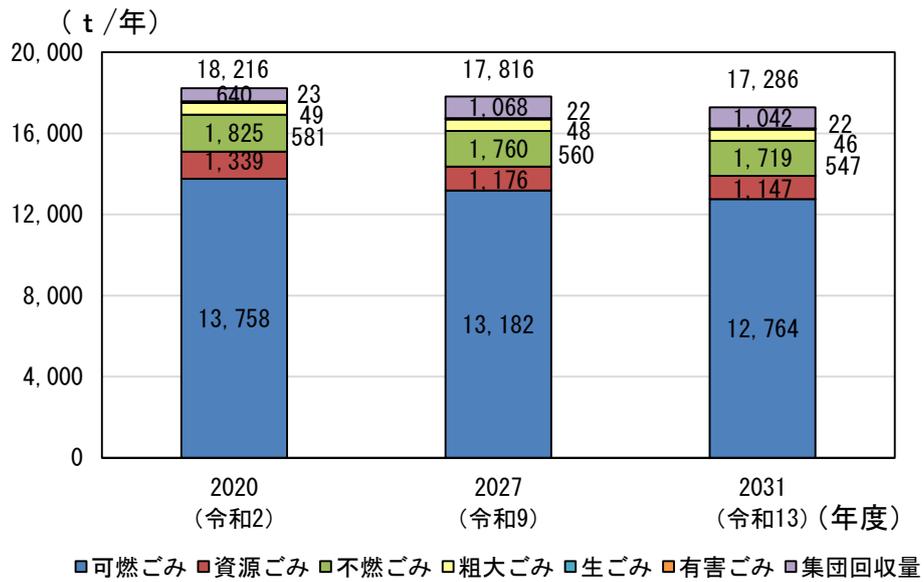


図 3-17 ごみ総排出量の見通し

第4項 国及び県の目標値

1 国の数値目標

国は、「環境基本法」や「廃棄物処理法」の整備を行ったほか、平成30年6月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」に着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を、引き続き中核的な事項として重視しています。加えて、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「地域循環共生圏による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」、「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」及び「循環分野における基盤整備」の7つの方向性を示しました。

令和元年5月には「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和12年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制、令和17年までに使用済みプラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用、令和12年までにバイオマスプラスチック200万トン導入する目標を掲げました。また、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布され、「プラスチック使用製品設計指針」、「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」、「市町村の分別収集・再商品化」、「製造・販売事業者等による自主回収及び再資源化」及び「排出事業者の排出抑制及び再資源化等」について定めています。

表 3-10 国の目標値

取組指標	目標値（2025（令和7）年度）
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g/人・日

資料：第四次循環型社会形成推進基本計画

2 県の数値目標

茨城県では、県民や事業者、行政、廃棄物処理業者等の各主体が目標の共有や連携を図りながら、それぞれの立場における廃棄物の3Rや適正処理の取組を推進して、持続可能な循環型社会の形成を目指していくため、令和7年度を目標年度とする第5次茨城県廃棄物処理計画を定めました。

県の数値目標を次に示します。

表 3-11 茨城県の目標値

取組指標	目標値（2025（令和7）年度）
1人1日当たりのごみ排出量	976g/人・日
ごみ排出量	980千t

資料：第5次茨城県廃棄物処理計画（令和3年3月）

第5項 基本目標

平成30年度に策定された「常総市環境基本計画」では、「みんなでつくる しあわせのまち じょうそう～あの人がいるから♥このまちがすき～だれもが 住みたくなるまち 『じょうそう』を目指す環境像とし、一般廃棄物の処理については、3Rの推進を通したごみの減量・資源の有効活用を推進していくこととしています。

この計画を受け、本計画においても3Rの推進を図っていくとともに、生ごみの資源化の促進、住民のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえた、循環型社会の構築を目指していくこととします。

ライフスタイル、意識の改革によるごみの発生抑制・再資源化の推進

持続可能な循環型社会を形成するため、市民・市民団体・事業者への生産・消費活動における廃棄物発生抑制の重要性の啓発を行うとともに、循環型社会形成推進基本法の理念を基に、3R活動の推進を図ります。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により定めた本計画に基づき、ごみの排出量の削減とリサイクル率向上のための取り組みを進めます。

適正処理の推進

行政やボランティアによる見回りやごみのポイ捨て及び不法投棄に対する啓発を徹底し、健やかな景観づくりを目指すとともに、分別不良ごみ問題や医療系廃棄物問題等、多種多様化するごみ問題に対応した取り組みを進めます。

危機管理体制の確立

近年多発している集中豪雨や、台風、震災等災害が発生した場合にも適正な処理が行えるよう、体制を整えます。

第6項 目標値の設定

国及び県のごみ減量化・再資源化目標を踏まえた上で、本計画に示す様々な取り組みを推進することにより次に示す数値目標の達成を目指します。

目標年度：令和13年度

- ・1人1日当たりの生活系ごみ排出量の内、可燃ごみを約50g削減（内11g資源化）を目指します。（令和2年度比）
- ・ごみの再資源化量を27%増やします。（令和2年度比）
- ・事業系ごみの減量化を推進するため、各種施策を講じます。

1 発生抑制・資源化目標の設定

生活系可燃ごみには、食べ残し等の生ごみ、紙類やレジ袋等のプラスチック、さらに生ごみに含まれる水分があります。

本市では、まず、必要なものを必要な量だけ購入する、不要なものは人に譲るなど発生抑制を進めます。また、生ごみは食べ残し等の削減と水切りを強化し、プラスチック類はワンウェイプラスチック等の削減を推進します。さらに、可燃ごみに含まれる紙類の分別収集の徹底や、生ごみの分別収集の推進により、可燃ごみに含まれる紙類や生ごみを削減し、資源として収集することにより、生活系可燃ごみを1人1日当たり約50g削減及び再資源化率の向上を目指します。

表3-12 生活系可燃ごみの内訳及び削減目標

		平均ごみ質 (湿ベース)	家庭系ごみ内 訳	原単位	削減目標	削減割合	
		%	t	g/人・日	g/人・日	%	
可燃 ごみ 組成	紙類	39	7,266	336	10	3	
	布類	4	745	34			
	木竹類	11	2,049	95	8	8	
	プラスチック類	16	2,981	138	10	7	
	ゴム・皮革類	5	931	43			
	ちゅう芥類 生ごみ		16	2,981	138	22	16
						(11)	8
						(11)	8
	不燃物類	3	559	26			
	その他	6	1,118	51			
合計	100	18,630	861	50			
不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみ			10,286	106	0	0	
削減目標 合計					50		

※ごみ質(湿ベース)は、常総環境センターの平成24年度から平成28年度の平均値で算出したものです。

2 目標を達成した場合のごみ排出量

可燃ごみの発生抑制をはじめ、可燃ごみに含まれる生ごみや紙類、プラスチック類等を削減し、目標を達成した場合の排出量は以下のとおりです。

表 3-13 目標達成した場合のごみ排出量

			2020 (令和2)	2027 (令和9)	2031 (令和13)	
ごみ排出量	人口	人	59,314	57,008	55,632	
	生活系	可燃	t/年	10,696	9,786	9,041
		資源	t/年	1,339	1,332	1,320
		不燃	t/年	1,783	1,719	1,677
		粗大	t/年	581	560	547
		生ごみ	t/年	49	131	209
		有害	t/年	23	22	22
		合計	t/年	14,471	13,550	12,816
		事業系	可燃	t/年	3,063	2,562
	不燃		t/年	41	41	41
	合計		t/年	3,104	2,603	2,237
	生活系+ 事業系	可燃	t/年	13,758	12,348	11,237
		資源	t/年	1,339	1,332	1,320
		不燃	t/年	1,825	1,760	1,719
		粗大	t/年	581	560	547
		生ごみ	t/年	49	131	209
		有害	t/年	23	22	22
	集団回収量	t/年	640	1,068	1,042	
	総合計	t/年	18,216	17,221	16,095	
	1人1日当たり ごみの排出量	生活系	可燃	g/人・日	494	469
資源			g/人・日	62	64	65
不燃			g/人・日	82	82	82
粗大			g/人・日	27	27	27
生ごみ			g/人・日	2	6	10
有害			g/人・日	1	1	1
合計			g/人・日	668	649	629
事業系		t/日	9	7	6	
集団回収量		g/人・日	30	51	51	
総合計		g/人・日	841	825	790	

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

1) 生活系ごみ

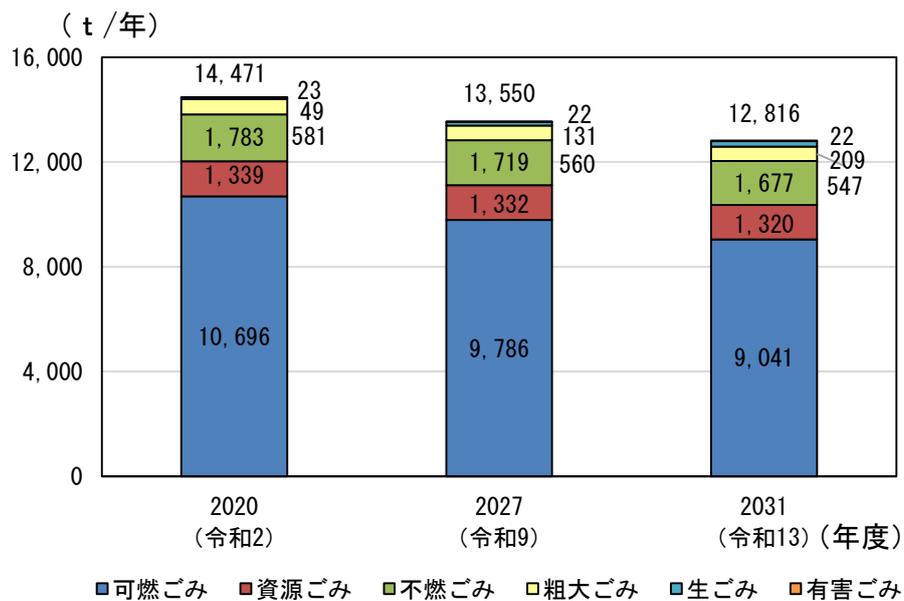


図 3-18 目標達成した場合の生活系ごみ排出量

2) 事業系ごみ

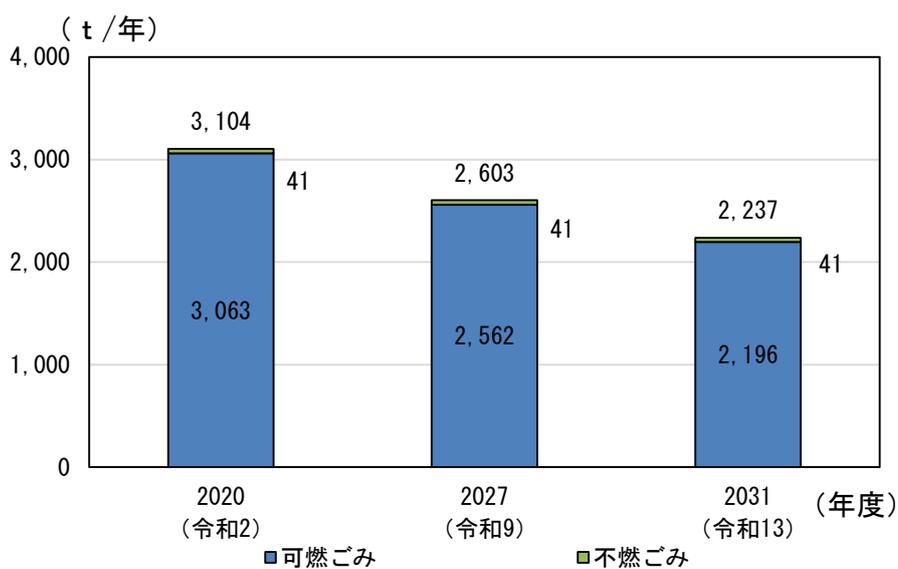


図 3-19 目標達成した場合の事業系ごみ排出量

3) ごみ総排出量

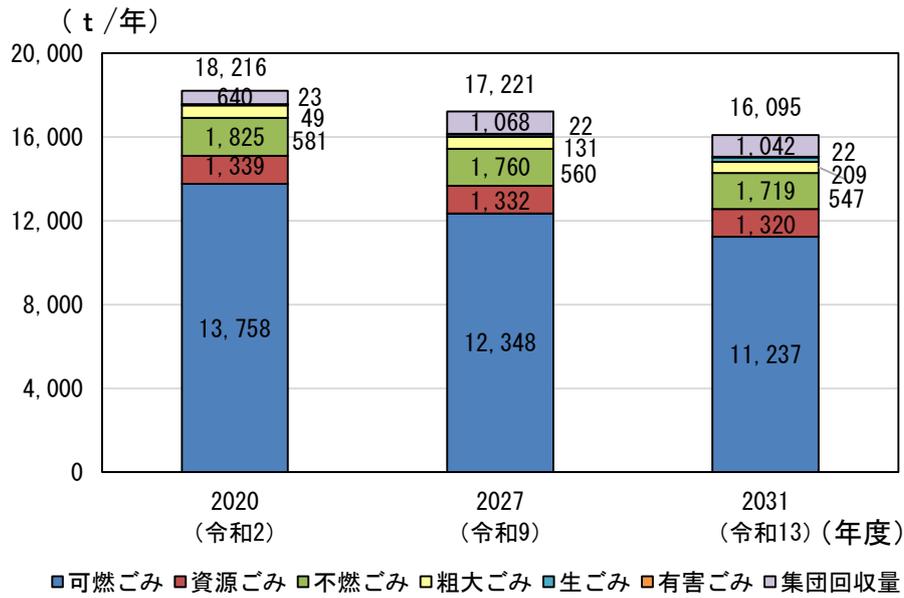


図 3-20 目標達成した場合の排出量

4) 再資源化量

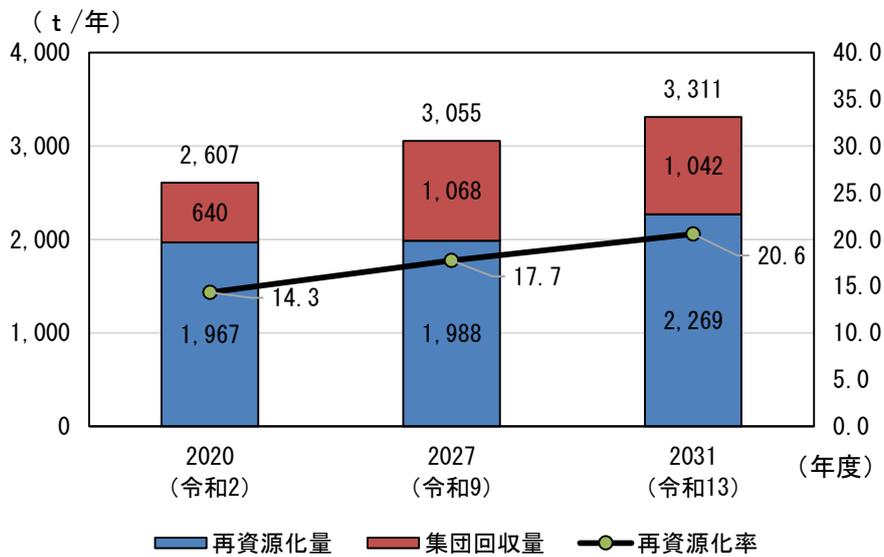


図 3-21 目標達成した場合の再資源化量と再資源化率

表 3-14 現状のまま推移した場合と目標達成した場合の値の比較

		2020 (令和2)	2027 (令和9)		2031 (令和13)	
		実績値	現状のまま推移 した場合	目標が達成した 場合	現状のまま推移 した場合	目標が達成した 場合
総排出量(集団回収,行政回収含む)	t/年	18,216	17,816	17,221	17,286	16,095
1人1日当たりの排出量 (集団回収,行政回収含む)	g/人・日	841	854	825	849	790
生活系ごみ	t/年	14,471	14,144	13,550	14,007	12,816
1人1日当たりの生活系ごみ	g/人・日	668	678	649	688	629
事業系ごみ	t/年	3,104	2,603	2,603	2,237	2,237
1日当たりの事業系ごみ	t/日	9	7	7	6	6
再生利用率	%	14.3	17.0	17.7	17.4	20.6
最終処分量	t/年	1,509	1,536	1,460	1,490	1,350

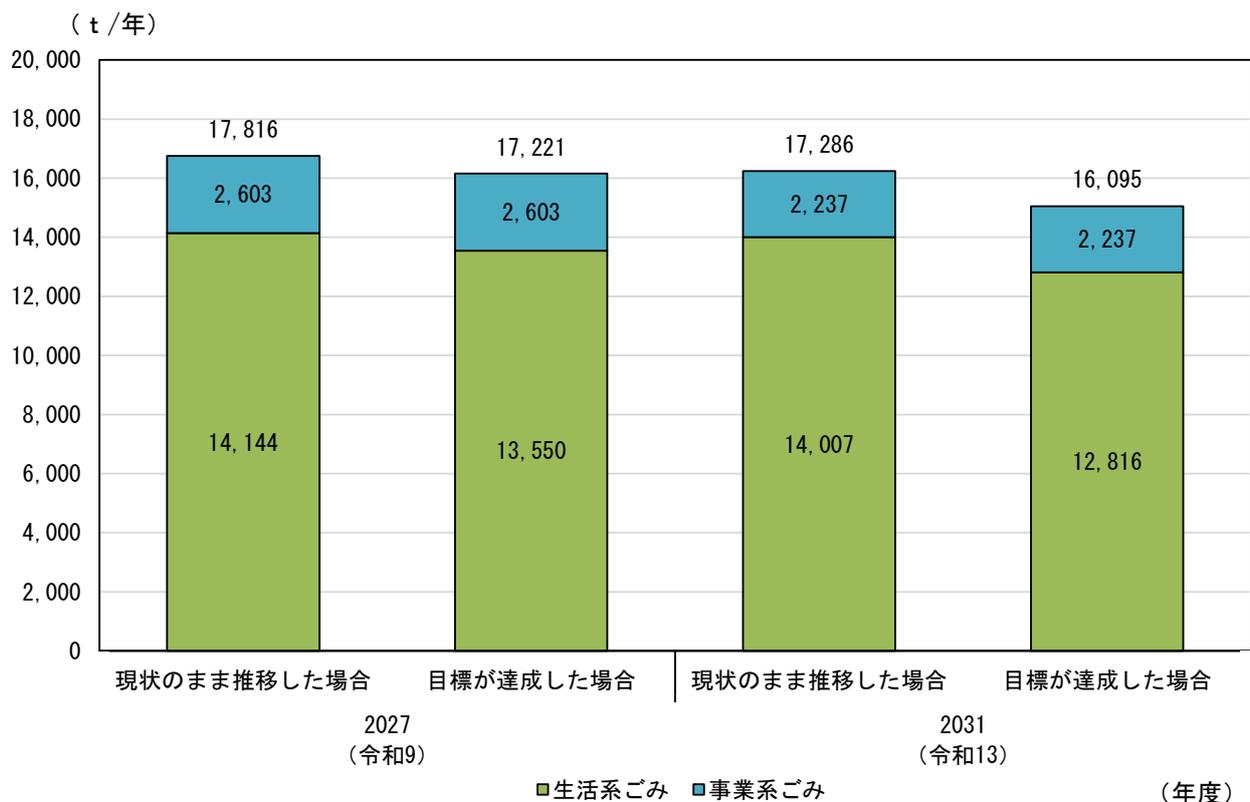


図 3-22 現状のまま推移した場合と目標達成した場合の値の比較

第7項 ごみの発生・排出抑制の方策

1 各種施策

発生抑制、資源化に関する施策を以下に示します。

①3R活動の推進

- ・3R活動の推進を図るため、市民・市民団体・事業者への啓発チラシの配布、広報紙やホームページ等での情報提供を行います。
- ・エコバッグの利用促進のための啓発活動を推進します。

② ごみの排出抑制と再資源化率の向上

- ・家庭用生ごみ処理容器等を購入する世帯への購入費補助と普及啓発を行い、生ごみを再利用（堆肥への活用等）する仕組みづくりを進めます。
- ・小型家電リサイクル法に基づく、使用済小型電子機器のリサイクルについて、専用回収ボックスの設置を実施し、携帯電話等の小型電子機器に含まれる希少金属の積極的な回収及び再資源化を推進します。
- ・ごみの排出量を削減するため、ワンウェイプラスチックの使用削減を推進し、プラスチックごみの削減を目指します。
- ・環境への負荷を低減していくため、食品ロス削減等、環境に配慮した事業活動を支援し、ごみの排出量の削減を推進します。
- ・生ごみの分別収集を推進します。

③ 事業者に対する資源化の助言・指導

- ・大規模事業用建築物の所有者に対して、再利用対象物の保管場所について設置状況を把握し、適正な減量化を行うよう指導します。

④ ごみの適正処理の推進

- ・分別不良ごみ問題や医療系廃棄物問題等、多種多様化するごみ問題について、組合及び近隣市町村と情報交換を図り課題解決に向けて連携します。
- ・広報紙やホームページを使い、ごみの分別方法に関する情報提供を幅広く行います。

⑤ 事業者の分別徹底

- ・事業系ごみの排出業者にリサイクル減量化を徹底するよう指導します。

⑥ ごみ問題に関する説明会やイベントの実施

- ・小学校や自治会でごみ問題に関する説明会やイベントを実施し、ごみ減量化、リサイクルへの意欲向上を促進します。

2 市民・事業者の役割

1) 市民の役割

- ① ごみ減量化施策の促進
 - ・「もったいない」意識の和を地域に広げ、使い捨て商品避け、長期的に使用可能な商品を選択し、ごみの発生抑制に努めます。
- ② ごみ減量化の促進
 - ・再生品や詰め替え品等環境配慮製品を積極的に利用し、ごみの削減に努めます。
- ③ 簡易包装に対する協力
 - ・過剰包装に気をつけ、簡易包装商品を積極的に選択します。
- ④ 資源物の分別徹底
 - ・資源化可能な紙類、衣類、缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装はごみとして出さずに資源物として分別を徹底します。
- ⑤ ごみ排出のルールへの遵守
 - ・資源物・ごみの分別を徹底し、収集日や時間を遵守します。
- ⑥ マイバック、マイハシ等の持参によるごみの減量化
- ⑦ 生ごみの減量化
 - ・生ごみは多くの水分を含むことから、水切りを徹底することで減量化できるとともに、可燃性もよくなるので水切りの徹底の普及に努めます。

2) 事業者の役割

- ① 資源物の分別徹底
 - ・事業所から排出される、資源化可能なものはごみとして捨てないで積極的に資源物としてリサイクルするように努めます。
 - ・大規模事業用建造物の所有者については、再利用保管場所の利用を適正に行い、資源物の分別を徹底します。
 - ・事業系資源物の自己処理等により事業系ごみを減らします。
- ② ごみ排出の適正化
 - ・廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物とに分けて、自らの責任により適正に処理します。

3 収集運搬計画

1) 収集運搬に関する目標

分別排出されたごみは、迅速かつ衛生的に収集運搬し、資源化及び適正な処理・処分を実施し、住民サービスの向上を図ります。また、ごみ集積所の適正な維持管理と排出マナーを守るよう、継続して啓発をしていきます。

2) 収集運搬に関する施策

現在の分別方法、収集・運搬方法を今後も継続し、推進していくものとします。

4 中間処理計画

1) 中間処理に関する目標

本市で発生したごみは組合で処理しています。組合に搬入されたごみは、資源化を進め、安全かつ衛生的に処理を行います。

2) 中間処理に関する施策

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物で組合に搬入されたものについては、選別・処理等を行っています。資源を有効利用し、更なる減量化を推進します。

5 最終処分計画

1) 最終処分に関する目標

最終処分量を削減するため、資源物の分別収集を継続していきます。

2) 最終処分に関する施策

最終処分については、組合及び構成市町と協議のうえ、推進していくものとします。

6 その他施策など

1) 不法投棄対策

廃棄物を適正処理するためには応分の費用負担を伴いますが、その認識がない人により不法投棄されると、環境保全に大きな影響を及ぼします。

不法投棄を防止するため、啓発活動を行うとともに、不法投棄防止パトロールの実施や市民の協力を得ながら監視体制の強化を図ります。特に社会的な影響が大きく悪質であると判断された場合には、警察との連携により対応していきます。

2) 医療廃棄物対策

医療廃棄物は、「在宅医療に伴って発生する廃棄物」と「医療機関などから発生する廃棄物」に大きく分類されます。そのうち、在宅医療に伴って発生する廃棄物については、一般廃棄物であり、市町村に処理責任があります。

しかし、これらの廃棄物のごみとして排出されると、生活系ごみ収集時に注射針による針刺し事故等発生危険性があります。そのため、注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物処理するよう市民に指導しています。

高齢化社会の進展、医療技術の進歩、介護保険法の施行などに起因して、今後ますます在宅医療が増加することが予想されます。そのため、今後も医療機関と連携しながら医療廃棄物処理対策に取り組んでいきます。

3) 地球温暖化対策

地球温暖化問題は、地域レベル・全国レベルで対策が必要とされており、地球温暖化対策を推進するため、茨城県では茨城県地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて各種の施策を進めています。(平成23年4月策定、平成29年3月改定)本市でも温室効果ガス排出量の削減を進めるため、可燃ごみの削減を進め、循環型社会や低炭素社会の実現を目指します。

4) 災害廃棄物対策

「平成27年9月関東・東北豪雨」などの被災時の教訓を活かすとともに、本市の災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の選別再資源化、適正処理を推進します。

第8項 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

処理体制については、現行体制を継続しますが、老朽化が進む処理施設「常総環境センター」及び「クリーンポート・きぬ」については、長寿命化総合計画を踏まえ、必要な修繕・整備工事の実施により、できる限り施設の長寿命化を図りながら安定的な処理体制を確保するため、施設の予防保全を図るとともに、将来的な施設の更新を踏まえた検討を組合及び構成市と協議していきます。